



## 個人情報保護法改正の概要

---

2020年10月5日

YLO勉強会資料

2020/10/5

Yabuki Law Offices



## 本日の内容

---

1. 改正の概要
2. 個人の権利の在り方に関する改正
3. 事業者の守るべき責務の在り方に関する改正
4. 事業者の自主的取組を促す仕組みの在り方に関する改正
5. データ利活用に関する施策の在り方に関する改正
6. ペナルティの在り方に関する改正
7. 法の域外適用・越境移転に関する改正

2020/10/5

Yabuki Law Offices

1

## 改正の概要(1)

- 施行日
  - 改正個人情報保護法が2020年6月12日に公布
  - 公布日から2年以内に施行(改正法附則1条)  
→2020年春～6月に施行予定<sup>(1)</sup>
- 改正点
  1. 個人の権利の在り方に関する改正
  2. 事業者の守るべき責務の在り方に関する改正
  3. 事業者による自主的取組を促す仕組みの在り方に関する改正
  4. データ利活用に関する施策の在り方に関する改正
  5. ペナルティの在り方に関する改正
  6. 法の域外適用・越境移転の在り方に関する改正

## 改正の概要(2)

- 改正の経緯
  - 2017年5月30日:現行の個人情報保護法の施行
  - 2019年1月28日:「いわゆる3年ごと見直しに係る検討の着眼点」公表
  - 同年4月25日:「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」公表
  - 同年12月13日:「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」公表
  - 2020年3月10日:個人情報保護法改正法案が第201回国会に提出
  - 同年6月12日:改正個人情報保護法の公布
- ✓ 2022年春～6月:改正個人情報保護法の施行予定

## 個人の権利の在り方に関する改正(1)

- 保有個人データの範囲拡大(2条7項)
  - ✓ 6か月以内に消去する予定の個人データも保有個人データに該当
- 利用停止・消去請求の要件緩和
  - ① 個人情報の不適切利用の禁止規定に違反する場合(30条1項)
  - ② 保有個人データを利用する必要がなくなった場合(同条5項)
  - ③ 一定の個人データの漏えい等の事態が生じた場合(同条同項)
  - ④ その他本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合(同条同項)
    - ▶ 正当な利益が害されるおそれがある場合
      - ✓ 本人の意思に反するダイレクトメールの頻繁な送付等<sup>[2]</sup>
      - ✓ 今後ガイドライン・Q&Aで具体例等を提示<sup>[3]</sup>
- 第三者提供の停止請求の要件緩和
  - 上記②～④の場合(同条5項)

2020/10/5

Yabuki Law Offices

4

## 個人の権利の在り方に関する改正(2)

- 本人の指示した方法による保有個人データの開示(28条1項)
  - ✓ 個人情報取扱事業者は電磁的記録の提供等の本人の指示した方法による開示が必要
- 第三者提供記録の開示請求の対象への追加(28条5項)
  - ✓ 個人データを第三者に提供した時の記録(25条1項)
  - ✓ 第三者から個人データの提供を受ける際の確認記録(26条3項)
- オプトアウト対象となる個人データの限定等(23条2項但書)
  - 要配慮個人情報に加え、以下の個人データはオプトアウトで第三者提供できない
    - ① 不正取得された個人データ
    - ② オプトアウトにより提供された個人データ
  - 個人情報保護委員会への届出事項の追加(同項各号)

2020/10/5

Yabuki Law Offices

5

## 事業者が守るべき責務の在り方に関する改正

- 漏えい等の発生時の報告・連絡義務の新設(22条の2)
  - 取り扱う個人データの漏えい等の事態であって**個人の権利利益を害するおそれ大きいもの**として**個人情報保護委員会規則で定めるもの**が生じたとき
    - ✓ 一定数以上の個人データの漏えい<sup>[4]</sup>
    - ✓ 要配慮個人情報の漏えい<sup>[4]</sup>
    - ✓ 不正アクセスによる漏えい<sup>[5]</sup>
    - ✓ 財産的被害に至るおそれのあるデータの漏えい<sup>[5]</sup>
  - ▶ 当該事態が生じた旨を原則、個人情報保護委員会に報告(同条1項)
  - ▶ 個人情報保護委員会への報告が義務付けられる場合、原則、本人に通知(同条2項)
- 個人情報の不適正利用の禁止(16条の2)
  - 「違法・不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法」による個人情報「利用」の禁止
    - ▶ ガイドライン・Q&Aで具体化予定<sup>[6]</sup>

2020/10/5

Yabuki Law Offices

6

## 事業者の自主的取組を促す仕組みの在り方に関する改正

- 認定個人情報保護団体制度の改正(48条2項)
  - 現行法：認定団体は対象事業者の**個人情報等の取扱全般を対象**
    - ✓ 多様な事業分野を有する企業は、業務に対応した認定団体を見つけるのが困難
  - 改正法：対象事業者の**特定の事業のみを対象とする法人を**、認定団体として認定可能
- 保有個人データに関する公表事項の追加(27条1項1号, 3号)
  1. 個人情報取扱事業者の住所
  2. 法人の場合はその代表者の氏名

2020/10/5

Yabuki Law Offices

7

## データ利活用に関する施策の在り方に関する改正(1)

- 仮名加工情報制度の新設
  - 仮名加工情報(2条9項)
    - 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することが出来ないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報
    - **復元可能性・容易照合性のある場合でも該当**
  - 加工基準(35条の2第1項),安全管理措置(同条2項)
  - 個人情報である仮名加工情報について,目的外利用の制限(同条3項)
    - ▶ ただし,利用目的の変更可能(同条9項,15条2項)
  - 個人情報である仮名加工情報を取得した場合,利用目的を公表(35条の2第4項)
  - 第三者提供の制限(同条6項,35条の3第1項)
    - ▶ 取扱いの委託・事業承継・共同利用による提供の相手方は,第三者に非該当
  - 漏えい等の報告等,開示請求,訂正・削除請求,利用停止請求,第三者提供の停止請求などの規定は**不適用**(35条の2第9項)

2020/10/5

Yabuki Law Offices

8

## データ利活用に関する施策の在り方に関する改正(2)

- 個人関連情報の第三者提供規制(26条の2)
  - 改正の背景：提供元では個人データに該当しないが,提供先では個人データに該当する情報の提供について,いわゆる提供元基準では考え方が不明瞭<sup>[7]</sup>
  - 個人関連情報：生存する個人に関する情報であって,個人情報,仮名加工情報,匿名加工情報に該当しないもの
  - 提供元では個人データに該当しないが,提供先で個人データに該当することが「**想定される**」個人関連情報につき,以下の取扱いが必要(26条の2第1項)
    - 提供元：提供先への確認義務
      - ▶ 提供先が本人から個人関連情報を個人データとして取得することの同意を得ていること等を確認しなければならない
    - 提供先：本人の同意取得義務
      - ▶ 本人から個人関連情報を個人データとして取得することの同意を得る必要
      - ✓ 同意の取得方法：書面・電子メールの受領や確認欄へのチェックが想定<sup>[8]</sup>
  - ✓ 「**想定される**」：ガイドライン等において明確化予定<sup>[9]</sup>
    - ✓ ①提供先が個人データとして取得することを提供元が想定している場合
    - ✓ ②個人データとして取得することが一般人の認識を基準に想定できる場合
  - 個人情報の範囲や,提供元基準に依拠することの変更はない

2020/10/5

Yabuki Law Offices

9

## ペナルティの在り方に関する改正

- 個人情報取扱事業者等へのペナルティの強化
  - 現行法：罰則は最大で、1年以下の懲役または50万円以下の罰金
    - ✓ 両罰規定(現行法87条)で法人に罰金を科したとしても、抑止効果は疑問
  - 改正法：両罰規定により法人に1億円以下の罰金が科される可能性
    - 法人の使用人その他の従業者が、業務に関し以下の罪を犯した場合(87条1項)
      - ✓ 個人情報保護委員会の命令違反の罪(83条)
      - ✓ 個人情報データベース等不正提供罪(84条)
- 命令に違反した事業者の公表
  - 個人情報保護委員会は事業者が命令に違反した旨を公表可能(42条4項)
- 課徴金制度の導入の見送り

2020/10/5

Yabuki Law Offices

10

## 法の域外適用・越境移転に関する改正

- 域外適用を行う規定の拡大
  - 現行法：指導・助言(41条)、勧告(42条)など、強制力を伴わない規定のみ域外適用
  - 改正法：域外適用を行う規定に制限はない
    - ✓ 報告徴収・立入検査(改正法40条1項)、命令(改正法42条2項)など、強制力を伴う規定も外国事業者に対し域外適用
- 越境移転に関する情報提供義務の新設等
  - 本人の同意を根拠に外国の第三者に個人データを提供する場合：
    - 本人に事前に以下を提供(改正法24条2項)
      - ① 移転先の国家における個人情報保護制度
      - ② 移転先事業者が講じる個人情報保護措置
      - ③ その他本人に参考となるべき情報
  - 基準に適合する体制を整備している外国の第三者に対し個人データを提供する場合：
    - ① 移転先事業者による相当措置の継続的实施を確保するために必要な措置を講じる義務
    - ② 本人の求めに応じ、当該必要な措置に関する情報を提供する義務

2020/10/5

Yabuki Law Offices

11



## 参考文献

- [1] 第144回個人情報保護委員会配布資料1『個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律の成立を受けた個人情報保護委員会の今後の取組(案)について』(2020) 5頁
- [2] 其田個人情報保護委員会事務局長発言『第201回国会 衆議院 内閣委員会議事録第13号』(2020年5月22日)
- [3] 第149回個人情報保護委員会配布資料1『改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について(案)』(2020)
- [4] 『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱』(2019)15頁
- [5] 其田事務局長発言『第201回国会 参議院 内閣委員会議事録第13号』(2020年6月4日)
- [6] 丹野個人情報保護委員会委員長発言『第149回個人情報保護委員会議事録』(2020年7月22日)
- [7] 『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)に関する意見募集結果』(2016)No.19
- [8] 其田事務局長発言『第201回国会 参議院 内閣委員会議事録第13号』(2020年6月4日)
- [9] 其田事務局長発言『第201回国会 参議院 内閣委員会議事録第13号』(2020年6月4日)